

第五十一回国会 衆議院 法務委員会議録 第三十四号

昭和四十一年五月十日(火曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 大竹 太郎君

理事 濱田 幸雄君

理事 坂本 泰良君

理事 鍛冶 良作君

田中伊三次君

千葉 三郎君

濱野 清吾君

横山 利秋君

志賀 義雄君

理事 小島 徹三君

理事 井伊 誠一君

理事 細道 兼光君

四宮 久吉君

高橋 禎一君

中垣 國男君

神近 市子君

稻富 稔人君

田中鐵之進君

出席政府委員

法務大臣 石井光次郎君

検事 大臣官房司法 鹽野 宜慶君

法務調査部長

検事 新谷 正夫君

民事局長

専門員 高橋 勝好君

委員外の出席者

五月十日

委員早川崇君、森下元晴君及び西村榮一君辞任

につき、その補欠として高橋禎一君、鍛冶良作

君及び稻富稔人君が議長の名で委員に選任さ

れた。

同日

委員鍛冶良作君、高橋禎一君及び稻富稔人君辞

任につき、その補欠として森下元晴君、早川崇

君及び西村榮一君が議長の名で委員に選任さ

れた。

五月七日

鹿児島地方法務局補生出張所存置に関する諸願  
(村山喜一君紹介)第四一八五号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出第  
一三五号)

執行官法案(内閣提出第一四九号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

借地法等の一部を改正する法律案を議題といた  
します。

質疑の申し出がありますので、これを許しま  
す。横山利秋君。

○横山委員 大臣も先ほど理事会の協議をお開き  
になったと思うのでありますが、この借地法等の  
一部を改正する法律案について、本委員会におき  
まして与党、野党諸君の非常に熱心な質問がござ  
いまして、特に私どもが心配をいたしました点  
は、この法案というものの趣旨からいって、いや  
しくも地代、家賃の便乗的な値上がりをもたらさ  
ないようにしてもらわなければならない、こういうこ  
とを強く申し上げたのでありますが、その点につ  
いて大臣は法案の立案過程並びにわれわれの質  
問過程においてどうお考えでございませうか、御所  
見を伺いたいであります。

○石井国務大臣 この法案を提出いたしました趣  
旨は、借地借家人の権利を守り、また同時に無謀  
な借地借家人等があらまれば、貸し地、貸し家  
人を守るといって来てございませう。こういう  
ものが出てきて、これに便乗いたしましたして不当  
な行動をとるといふようなものを守る趣旨でないこ  
とは当然のことでございます。いま横山さんの  
おっしゃったような点は、十分私も法によつて  
守っているものだと思っております。またそう

いふふうな行動に出たものがありましたならば、  
必ずこれは法によつて守っていきたくと思つてお  
るわけでございます。

○横山委員 本法案の審議過程におきまして、各  
商工会議所等から本案に対して反対の陳情が  
ございました。反対をいたしますゆえんのもの  
いろいろありますけれども、要するにこの法案が  
地主並びに大家の利益を阻害するおそれありとい  
う趣旨だと私も考えられるのであります。つ  
まり裏を返して言えば、この法案は地主、家主の  
利益を擁護するために出されたものではない、む  
しろ借地借家人の完全な立場とは言いませんけれ  
ども、借地借家人のことを考えながら立案をされ  
た、こう推定をできるものであります。その点御  
異存ございませんか。

○石井国務大臣 これは提案の趣旨を説明申し上  
げたとおりでございまして、近來借地、借家人に関  
連いたしましたいろいろな紛争が非常に多くなり  
まして、何とかしてその紛争を解決し、しかもそ  
の紛争を早く解決したいというふうなことを  
考えまして、そのためには借地借家人もまた貸し  
ておるほうの側も両方とも立場を十分考えなが  
ら、この解決をはかるということが当然のこと  
でございまして、どちらに偏するということはない  
心持ちで私どもはやつていかなければならぬ。  
いま申しました紛争の解決、それを迅速にやつて  
いって、そして当事者がまずまずこいらならば  
よく解決の道を講じてくれたと言えらるような方向  
に持つていくのがこの法の趣旨でございます。

○横山委員 ちょっとその辺まだ大臣はつきり  
おっしゃらないのであります。少なくとも先ほ  
どお話にあつたように、いやしくも地代、家賃の  
便乗的な値上がりをもたらさないものである、こう  
おっしゃり、この賃借権の物権化を前提とする改  
正であるとか何とかいう地主、家主側の反対意見

があるということは、客観的にいって本法案が借  
地人、借家人の立場を十分に尊重をしつつあると  
いふふうな判断ができるのではありますまいか。

その点、どちら側でもないと言つてほかきされるこ  
とによつて、あなたの先ほど言明をなさつた足し  
て二で割る——地代、家賃の便乗的な値上がり  
も足して二で割るような感じにとられてならぬの  
であります。その点を明らかにされたい。

○石井国務大臣 これはさつき申しましたよう  
に、この借地法というものが大体において借地借  
家という立場にある人をおっしゃるようによつて、この  
ことで、これはあなたのおっしゃるようによつて、この  
方面を守ることが土台になつておると思つ  
てあります。しかし、そういうふうな精神であ  
るからといって、貸すほうの側の利益をめちゃ  
くちゃにいかげんにすることは当然できないこと  
であります。そのほうの側の利益もちゃんと守つ  
てやる、そして話し合ひをつけて紛争をなくする  
というございまして、あなたのおっしゃる  
ように、借地借家人の利益を守ることが非  
常に大事なことであります。これは当然に考へておるこ  
とでございます。

○横山委員 途中まで聞いたことと最後の話とは  
ちよつと感じが違ふのです。だめを押して恐縮な  
んでございませうが、本法案は借地借家人の立場と  
いふものを十分に考へておる、そして商工会議所  
や地主、家主等の利益を代表する反対については  
これを押えて本法案を提案したのだ、こう言つて  
もらへばすぐ次に行くのです。どうもくつの上か  
ら足をかくような感じがしてならないのでありま  
すが、最後にもう一言、審議促進のために明快な  
る答弁を願ひます。

○石井国務大臣 何度も同じことを申し上げるよ  
うでございませうが、借地借家人の立場が不当に侵  
されぬようにするのが根本であることは当然で

でございます。同時にまた貸すほうの立場にある人の利益が侵害されるということは、決して認めべき筋でないのをごさいます。このほうの利益も守るといふのは当然のごさいます。そういうたてまえになつておるといふことを申し上げたわけでございます。

○横山委員 この前私が調査をお願いしておきました件について御報告を受けたのですが、五月四日の中日新聞によりますと、海底の私有地の問題が名古屋ではたいへんな話題となつておるのがあります。これによりますと、名古屋市港区南陽町におきまして「広さ百七十五平方メートルの海底。名港管理組合は私有地があるのを知らずに、さる三十九年五月、西一区埋め立て地として、ここに商港ふ頭を建設すると発表、すでに運輸省の港灣審議会でも認められ、あとは埋め立て認可の申請をするばかり。計画では七十二・六万平方メートルを埋め立てるといふが、私有地はこれをすつぽり包んでゐる。この土地は、いつごろ水没したかはつきりしないが、明治三十四年以降、個人名義で登記されていた事実が、名古屋法務局蟹江出張所(鈴木孝次所長)に残つてゐる。土地台帳をみると、その間十二回も転売され、戦後、愛知県海部郡十四山村、住職Aさんの手に渡り、Aさんは、親族十二人の名義で分割、私有した。しかし、昨年九年末、名古屋市中区内の某不動産会社に二億数千万円で売却の契約をし、さる二月二十四日、名古屋法務局蟹江出張所に所有権移転の登記をした。双方とも、海面下の土地であることを承知のうえ、売買した。本件につきまして「千葉法務局が千葉港建設事務所の問い合わせにたいし「春分、秋分の日の満潮時に、海面下に没する土地には所有権は認められない」と答えた例がある。このため同出張所が、ことしの春分の日の満潮時に現地を調査してみると、大部分が水没していることがわかつた。」大部分というところは一部海面上にあるということでありましょう。「しかし同所の位置を示す正確な図面がないばかりか、現場の地理も昔とすつかり変わつてゐるため、水没区域を測るのはむずかしいとしてゐる。この四月、愛知県庁の倉庫で明治十七年作成の現地測量図がみつかつたが、私有地の地形は現在のものと相当違つており、どちらが正しいかわからない。Aさんは三十八年度までこの土地の固定資産税を払つてきたが、埋め立て計画の発表された三十九年、課税対象から除外された。港区役所南陽支所が、自治省から「海面下の土地はこんど課税の対象にしない」という通達を受けたため、調査のうえ課税台帳からまつ消した。しかしAさんは「三十八年まで納税したのは所有権が認められていた証拠」と主張する。管理組合も「うかつではあつたが、Aさんもいままらあとへはひけない」といふわけ。そこで鈴木名古屋法務局蟹江出張所長の談話では、「大部分は海面下に没しているが、残つてゐる陸地を無視できず、できるだけの調査をする。」と答へ、前田名古屋港管理組合副管理者の談話では、「埋め立て計画は全体に手控えており西一区はとくに急ぐ必要もないので結論が出るまで静観する。」とあります。要するに海底の土地は私有地であつて、そして海面は公海であるから國のものであるといふ争ひであり、しかも私有地の人たちは固定資産税も払つておつた。

この新聞以外に調査をしたところにより、新聞に載つておりますこの土地は不動産会社が二億数千万円で買つたといふのでありますが、そのほかにいま現地で農業その他をやつていらつしやる人たちがこの海底下における私有地をまだ持つておるそうでありまして、その人たちの分は、話によりまして名四国道建設の際に自分の所有地から土砂を上げさせて、道路公園から百数十万円の補償金を受け取つた、そしてその百四十七万円はすでにそのまま南陽農協に貯金をしてある、土地の図面は津島土木出張所にあるといふことを言うておるわけでありまして、したがつて、先般私が五項目ですかにかわつたて質問をいたしまして御調査をお願いしたのでありますが、理論的にもなかなかむずかしい問題でありまして私

であります。しかしながら、このままでは國並びに管理組合の計画をいたしております商港埠頭を建設することが事実上困難でありまして、國並びに地方自治体としては非常な問題になつてまいりました。この際、蟹江出張所長は調査をすると言つておるのですが、法務局の調査権並びにそれに対する認定権等は一体どういふことになるのか、それを含めて調査の結果の御報告をいたしたいのであります。

○新谷政府委員 問題の名古屋市港区南陽町大字藤高新田字千鳥地先と申しますか、この地区の海没しております土地の問題が現在問題になつておるようでございます。前回の委員会におきまして五項目にわたりました調査するようになつておるわけでございます。さつそく現地のほうにも連絡いたしましたして調べましたところをお答へ申し上げます。

まず最初に、登記制度が形式審査主義になつておるが、これがはたしていいのかどうかという点でございます。これは一般論としてやはり頭に入れておかなければならない問題でございますが、現在のわが不動産登記制度と申しますのは、御承知のように民法によりまして不動産物権が変動いたしましたときに第三者に対抗するための要件として登記制度といふものができておるわけでございます。對抗要件でございますので、実質的に権利の変動があるかないかといふことは、登記制度とは別個に当事者間の契約その他の法律行為自体によつてきまる事柄でございます。実質的に権利の変動があつたといふことを前提にいたしまして登記をいたしますれば、第三者にその権利変動をもつて対抗できる、こういふことになつておるわけでございます。したがつて、登記所といたしましては、当事者間の契約が有効であるかどうかといふふうなことを実質的に審査する権限は与えられていないわけでございます。ただ実質上の契約その他の法律行為に基づきまして、権利の変動があらまされた場合に、それを前提として原因証書をつけ、申請書をもつて登記所に登記の申請

がございすれば、その書面上の審査だけで登記を受け付ける、こういう仕組みになつておるわけでございます。これを実質審査主義をとりますと、契約そのものが有効であるかどうかといふことまでも登記所が審査することになるわけでございます。そういういたしますと、権利変動そのものが単に意思表示だけでなくて、登記がその権利変動の一つの要件として加つてまいらるわけでございます。登記しなければ所有権も移転しないといふふうな仕組みになるわけでございます。これはどちらがいいかといふことは非常に大きな問題でございます。登記制度がございまして以来わが國におきましては、對抗要件としての不動産登記制度を採用いたしておるわけでございます。そういう観点で、これがいいか悪いかといふことはもつと根本的に検討した上でないと何とも申し上げられませんが、また長年にわたりました現在の形式審査主義の不動産登記制度のもとにおいて不動産の登記が行なわれてまいりました経緯にかんがみましても、いま早急にこれがいけないといふことを打ち出すこともいかがかといふふうにごえられるわけでございます。

そこで、登記制度に関連する問題といたしまして、かつて土地台帳制度といふものがございまして、これは昭和二十五年に法務省から法務局に移管されました。現在のそれを法務局で取り扱つております。この土地台帳制度と申しますのは、御承知のとおり地租徴収のための課税台帳でございますので、一応税務官署におきまして一定の土地をだれが持つておるかといふことを帳簿上明らかにしておいて、これを課税台帳として税金を徴収する、こういふことになつておつたわけでございます。これは明治の初年の土地制度の改革のとき以来税制を中心としたしまして個人の所有権の問題が整備されてまいりましたわが國の不動産制度の経緯にかんがみまして、この土地台帳制度を基礎にしまして、その上に不動産登記制度が乗つておる、土地の所有権がどこにあるかといふことは、

むろん実態的にきまるべき問題でございますが、まず土地台帳にこれが登録されておりましたら、その物件が特定したすわけでございます。さらにその特定した物件につきまして所有者が変動いたしましたら、今度は登記のほうに移りまして不動産登記によって権利変動の對抗要件が備えられる、こういうことになっておるわけでございます。

そこで、土地が一体あるのかないのかということがまず問題になるわけでございます。これは建物についても同様のことか言えるわけでございます。土地がはたしてあるのかないのか、またあったとしてもその土地の範囲はどの範囲のものであるか、またどの程度これが特定されるものであるかということが、これがまず台帳制度によってきめられるわけでございます。こういう仕組みを昭和二十五年に法務局のほうで受け継ぎまして、現在それをやっておるわけでございます。

なお、その間におきまして、この登記制度と土地台帳制度というものがつながりを考えまして、国民に二重の手数をかけることを省き、事務の簡素化をはかりましたために、台帳制度と登記制度との一元化ということを考えまして、不動産登記制度の中にその台帳制度の趣旨を取り込みましてこれを一本化するということになりました。現在その作業が約半は進捗いたしておる実情でございます。

そこで、登記所といたしましては、この土地がはたしてあるのかないのかというのが本件の問題でございます。こういったことについても調査権限は土地台帳制度以来引き継いで登記所が持つておるといふことになるわけでございます。ただ、実際問題といたしまして、全国のみならず、及びます土地につきまして、これは公簿上把握はいたしておりませんが、具体的にどの土地がどうなっておるかということは必ずしもすべて登記官の頭の中にあるわけではございません。問題がありますと調査いたしまして、適正な帳簿

上の処理を行なっていくということにならざるを得ないわけでございます。したがって、土地として、陸地の一部として存在したものが海中に没してしまつたというふうな場合、これをどう処理するかというふうなことにつきましても、いろいろ調査いたしまして登記所でこの処理をいたすわけでございます。

そこで、新聞によりますと千葉法務局の照会に對しまして、法務省民事局から回答が出ておるといふことでございますが、これは新聞の報道がやや正確を欠いておるようでございます。私どもの調べましたところでは、昭和三十一年の十一月十日に民事局長事務代理の熊本地方法務局長に對する回答でございます。この内容がたまたま新聞で伝えられておりますものと全く同一のもののように考えられるわけでありまして、この照会の趣旨は「干満の差のある海面に隣接する土地の境界線は、満潮時の線、干潮時の線、またはこの兩者の中間線のいずれを取るべきでしようか。」というのがこの照会の趣旨でございます。これに對しまして、回答は「陸地と公有水面との境界は、潮の干満の差のある水面にあつては春分秋分における満潮位を、その他の水流水面にあつては高水位を標準として定めるべきものと考える。」このように回答いたしております。これが新聞に報道されておりますものであらうと考えられるわけでございます。

そこで、陸地と公有水面の境界をどういふふうに春分秋分における満潮位をもつてきめるということは、一体いつごろからさういふふうになつておるか、また解釈がそれで正しいのかといふ御質問であつたように思いますが、これはもうつとに大正十一年に内務省から各省次官あて、さらに各地方長官あてに通牒が出ておりました。これが全く同一の趣旨でございます。「陸地と公有水面との境界は、潮汐干満の差ある水面に在りては春分秋分に於ける満潮位、其の他の水流水面に在りては高水位を標準として之を定めるものとす。」全く同じことになっております。民事局の回答も

この先例を踏襲いたしまして回答したものと申すわけでございます。いろいろこの点につきましては昔から問題があつたようでございますが、学説上も大体たゞいまのような考え方が定説になつておるようになりかへるわけでございます。そういう趣旨から熊本法務局に對しまして昭和三十一年に回答を發したわけでございます。したがって、春分秋分の満潮位以下に没します土地は、これはいづゆる土地として扱ふものではなくて、海の一部として取り扱ふということにならうかと思ふのでございます。

それから次の点でございますが、海の土砂を採取して、これを道路建設に充てて、その対価を取つておるといふ事実があるようでございます。このことにつきましても、法務局側として調査する方法はございませんでしたが、おそらくこれは海の土砂を採取いたしたものといたしますならば、海岸法に規定がございまして、海岸法の第八条に、海岸保全区域におきまして土石、これは砂を含む趣旨でございますが、土石を採取するものは、海岸管理者の許可を要するということになっております。海岸管理者は原則として都道府県知事、さらに特別の場合には市町村長が管理者になるように海岸法で定められておるようでございます。その管理者の許可を受けまして採取すれば差しつかえないわけでございます。これをおそらく道路公団に売つたのではないかと思ひます。その売つたことに対する対価を百数十万円受け取つたというところでございますれば、これはおそらく成規の手続を経てそのような措置をいたしておるのではないかと考えられるわけでございます。ただ、海の土砂を他人に売つたからといふことのみによつて、その海中に没しておる土地の所有権の問題が、直ちにそれによつて左右されるというものではあるまいといふふうに考えるわけでございます。

それから残つた陸地の調査をするという点でございますが、これは一番大事なところにならうかと思ふのでございますが、私どもの調べましたところによりますと、南陽町の大字藤高新田のところに、さらに小字がございまして、これに藤高前といふところと、問題になつております本件の千鳥地区といふところがあるようでございます。この現状がどうなつておるかといふことはちよつと問題と申しますか、明治の初年以來、だいたい変わつておる点もあるようであります。昭和四十一年の二月二十四日の新聞に報道されましたように、ある不動産会社が十二筆の土地を買ひまして、その登記をいたしたわけでございます。この登記をいたしたものは、先ほど申し上げましたように、売買契約書があり、申請書がそれに一致し、不動産登記簿と符合いたしますならば、この登記は受理せざるを得ないわけでございます。これは形式的審査主義をとつておりますたてまえ上、登記所としては当然やるべき筋合いのものでございます。ただ、土地がもしも海面下に没しておるといふことになりまして、これがはたして土地として扱ふかどうかといふことが次の段階で問題になるわけでございます。そこで、この調査が必要になつておるわけでございます。現在、その点の調査を法務局としていたしておるといふのが実情でございます。

そこで、現在までやっておりますことを私どものほうで聴取いたしましたところを御報告申し上げますと、旧土地台帳のほうの調査をいたしたようでございますが、これは明治十九年から十年間にわたりました。継年期という、当時の地租法上の措置だつたと思ひますが、そういう登録がなされておるのでございます。したがって、明治十九年当時においてこの土地があつたといふことが一応りかへるわけでございます。それから本年の三月二十一日十七時五十六分、正確には春分の日、満潮時でございますが、この時点におきまして、登記所長と関係の事務官が現場へ参りまして調査いたしましたところ、問題の、この千鳥地区といふところが海面下に没しておるといふことを現認いたしておるわけでございます。さらに、地方税法上の扱ひがどうなつておるか

ということを調べたのでございますが、昭和三十一年の六月二日に、課税客体からこの地区が除外されているということが判明いたしました。これは本年の四月八日ごろに登記所のほうで調べた結果、わかつたわけでございます。ただ、地方税法の三百八十一條第七項というのがございまして、これによりまして、登記簿に記載した事項が事実と相違するために、課税上支障が生ずるときは、市町村長は登記所にその修正その他の措置をとるべきことを申し出ることができるという規定があるわけでございます。ただいまのように、すでに海面下に水没いたしました土地でなくなっているということになりまして、当然市町村長のほうからその趣旨の通知か、あるいは申し出があるべき筋合いであつたらうと思われぬのでございますが、そういう措置がとられていなかったということも判明いたしましたわけでございます。

それから、地方自治法の二百六十条によりまして、市町村の町または字の区域を新たに画し、廃止し、変更しようとするときは市町村長が知事にそのことを届け出ることになっております。知事が告示をいたしましたして、それによってその区域の設定、廃止、変更が効力を生ずる、こういうことに地方自治法ではなつておるわけでございますが、そういう措置もとられていないということが判明いたしましたわけでございます。

さらに、愛知県庁におきましていろいろ古い文書を調べてみましたところ、千鳥地区の地籍、字、分全図というものが保管されていることがわかつたわけでございます。これは明治十七年一月調べたというふうなその図面に書いてあるようでございます。尾張の国海東郡藤高前新田と書きまして、問題の土地が分全図に残されておる、こういうことがわかつた次第でございます。

さらに、その後、例の伊勢湾台風がありましたときに、問題の土地と藤高前地区との境界になつておると認められます堤防が設置された。その前にも、一、二回堤防の改修工事が行なわれたようでございます。その際に、この千鳥地区と藤高前

地区との双方の関係がどういふふう動いているものか、あるいはそのままで堤防の改修のみをやつたのか、その辺の経緯が少し判明いたしましたので、これを現在まだ調査いたしていろいろございまして、なかなか古いことでございますので、必ずしも十分な資料が関係当局に——これは建設省の中部地方建設局のほうでございまして、ないようでございます。また少し時間をかけなければならぬというのでございまして、

さらに、今後の方針といたしまして、名古屋市長に對しまして、名古屋市の区域について、この地区を中心としてどうするかということをお照会し、さらに、元南陽漁業協同組合に對しまして、千鳥地区におけるノリ漁等の実態がどうなつておつたかということも、沿岸的に重要な問題でありますので、こういうことも調べたい。さらに、名古屋港の港湾区域等がどういふふうに変更してあるかということも照会してみようという準備を現在いたしております。また、建設省中部地方建設局の堤防改修の際における状況が、たゞいま申し上げましたように必ずしも明白ではありませんので、海岸法に基づく海岸保全区域の指定について調査し、その保全区域台帳あるいは地図の閲覧をしてみよう、こういうことを考えております。さらに、堤防改修のときの図面、あるいはその他のいろいろの資料を収集する。さらに、行政区画の沿革、特に千鳥地区がもしも沿革上変更されておるといふことであれば、これも一つの参考になりますので、こういうことも調べる。さらに、愛知県で保管しておられます先ほどの地籍、字、分全図が作成された現在まで残されている経緯がどういふことに基づくのか。さらに、堤防内の陸地につきましても、昭和三十一年の四月十一日に換地処分が行なわれております。この換地処分前後の土地の状況も調べてみます。大体のことが判明するのではないかと、

かといふことで、現在、そういうこともろもろの方面から、この現地の実情を調査にかかつておるわけでございます。その調査の結果を待ちまして、もしもいま問題になつております千鳥地区、登記の對象になりました地区が、海面下に没しておるということになりますと、これはすでに土地とは言えないことになりまして、台帳上これは消除する手続をとらなければならぬわけですが、これは境界も判然といたしませんし、調査いたします事柄がたくさんございまして、そういうことを登記所として可能な限り調べました上で、処理いたします。こういうふうな考えておるようでございます。

○横山委員 非常に詳細な調査を感謝し、一、二お伺いしたいのですが、先ほどの中で、海の土砂を道路建設に当てた事実がある。それは道路公団へ売つて、対価をもらったならば、正規のものだろうが、しかしそれが海面下のものであるならば、私有地とは考えられないというお話であります。私の調査したところによりますと、南陽町土地改良区と下の一色十一人の地主は、約四十八町六反の土地を折半して所有。南陽町は代表鈴木春吉氏が分割登記をしてある。下の一色は伊藤由太郎氏は二口、西川佐太郎氏外九名は一口ずつ所有しておる。これらは名四国道開通時一町七反七畝七分を割譲、なお名四国道以南の土砂を名四国道完成のためにポンプ船二隻にて吹き上げ、完成に協力して、代金百四十七万円はそのまま南陽農協に貯金してある。土地の図面は津島土木出張所にある。千葉の事件とは違い、海面より出ていたことは立証できる。ですから、いまあなたの御説明は、仮定の立場で結論されたのですが、海の下の土砂を吹き上げたのであるならば、これはいけな

いとおつたのでありますが、この調査したところによりまして、一つには、自分たちの登記された、きちんとした土地であつたこと。それから千葉の事件とは違い、海面より出ていたことが立証できるということ。だとすれば、この不動産会社に売つた土地とは違ひまして、この事案につきましては、私有地の土砂をポンプ船二隻で吹き上げて、名四国道に協力をし、代金をもらった。このために沈んでしまつたかどうかは、ちよつと私も

わかりませんが、そういう事実があるとするならば、これはどうですか。先ほどの仮定の結論ではありませんが、少し結論が違つてくるようになりませんか。

○新谷政府委員 さいせん申し上げましたのは、海岸法に基づく土石の採取権に基づいて採取した土砂であるという前提で申し上げたのでござい

ます。

海岸保全区域と申しますのは、海岸法の三條にございまして、陸地につきまして、さらに水面につきまして、双方にわたつてこの保全区域というものが指定されるわけでございます。陸地につきましては、春分の日における満潮時の水ぎわ線が一つの境になります。それから水面のほうにつきましては、春分の日における干潮時の水ぎわ線が一つの線になります。そのそれぞれの線から五十メートルをこえない範囲内で、海岸保全区域というものが指定されることになつておるようでございます。

したがいましてかかなりの幅があるわけでございます。陸地の部分にも、また水面下の部分にも、海岸保全区域というものがあるわけでございます。そのいづれの部分でもいいのだと思つていただけます。その部分から土砂を採取いたします権利がもし与えられれば、これは当然採取してよろしいわけでございます。その採取した土砂を売買すれば、むろん対価を取ることができるわけでございます。

ただ、ただいまの御趣旨は、かつて私有地であつたところから、現在海面下に没しておる考へても、そこから当然に採取できるという考へても、その本人が土砂を採取したのだと思つればどうか、こういうことではないかと思つておる。これも先ほど申し上げましたように、春分のときの満潮時の水ぎわ線が海と陸との境になるというところをございまして、年間を通じて考えますと、その水ぎわ線よりさらに陸地に入つたところに海水が押し寄せてくる場合もあり得るわけござ

ざいます。したがって、常時これが海底下に没していることにはならないわけでございますので、あるいは土地と認められるところからその土砂を採取したことも考えられます。また春分のときの満潮時の境界線から海に向かったところ、つまりおおむね海面下に没している部分から土砂を採取したといたしますと、これはすでに私権の対象にならない、私有地でなくなつた海でございまして、そこから採取することは当然にはできないことにならうかと思つて、ございます。具体的な事案がよくわかりませんが、ございます。ごく一般論として申し上げますならば、そういうことにならうかと思つて、ございます。

○横山委員 次の質問は、いま局長のおつしやるように、三十九年でしたかに地方自治体が課税対象からはずした。それまでは課税の通知が来、また課税をしてもらった。この事実をどういふふうにございますかというところが一つであります。

二つ目には、本来地方自治体は、地方税法三百八十一条並びに地方自治法二百六十条によつて登記所へ申し出ないし知事に届け出なければならぬ義務がある。それをしなかった。さらにかつてに課税対象からはずした。その正規の手続を地方自治体からせず、納税者に対して手紙を発送するのをやめたということについては、地方自治体としては少し手落ちがあると思つて、ございます。この手落ちは法律上どう理解すべきであるか、これはあなたの所管ではないかもしれませんが、参考のために何つておきたい。

○新谷政府委員 法務省の所管でございませんで、明確なことをお答えできませんけれども、課税すべきものでないというふうに市町村長が認定いたしましたれば、課税対象から除外するのは当然のことです。したがって、昭和三十九年にこの土地について課税対象から除いたという事実があるということは、とりもなおさず市町村側として見ますれば、海面下に没した土地であるから、これは個人の所有権の対象の土地でないという認定をいたしましたのではないかと思つて、ございます。

ざいます。それは単に課税上の問題でございまして、これはその所管庁において課税対象から除外すると思はれるわけでございます。法務局に對する地方自治法二百六十条の通知なりあるいは地方自治法三百八十一条第七項の申し出がないということは事実のようでございませぬけれども、これは手落ちといへば手落ちなかもしれませぬけれども、そこまで気がつかないかのために、市の当局でそういう手続をしなければならぬ、市の当局でそういう手続をしなければならぬ、この辺はまだどういふ事情でそれがなされていなかつたかというところがわかりませぬので、先ほど申し上げましたように、そういう経緯も十分法務局のほうで調査して処理しようということにいたして、次第でございます。

○横山委員 法律によれば、また常識によれば、もしも本来課税すべきものではなかに課税しておつたとするならば、課税対象からはずすと同時に、従来課税しておつたものについて返還措置を同時にすべきであるのが当然であると思はれる。それから地方自治法二百六十条に併せて地方自治法三百八十一条並びに地方自治法二百六十条に併せて措置を同時にすべきであるのが当然であると思はれる。この当然であることをしないで、おまえのほうからいまままで税金をもらつておつたけれどももうやめたということだけで、一切他の措置をとらなかつたというところは、地方自治体自身に非常な手落ちがあると思はれる。この手落ちは、かりに海面下に没しておつたかどうかという点を除外して、なおかつ地方自治体の責任は免れたいと思はれる。その点はどうかお考えですか。

○新谷政府委員 法務省からお答え申し上げます。はちよつといかがかと思つて、地方自治体の責任という問題につきましてはお答えを差し控へさせていただきますと存じます。ただ、これが課税すべきものでないということがわかりました時点において課税客体から除くということ、これは徴税官署としては当然のことであると思つて、ただ土地でなくなつた時点がいつであつ

たかということ、これは登記所も現在はずきりいたしませんし、また市のほうにいたしまして、それがいつからそのようになったかということの確認がおそらくできないか、あるいはいつかと思はれます。それさえできませんならば、あるいは不当に徴収した税金も返す措置がとれるわけでございますけれども、それが確認できないまま、現状において課税の対象とすべきでないということ、これはつきりいたしました時点において課税客体から一応除いたというふうに見るのが相当であろうと私考するわけでありませぬ。はたしていつからそうすべきであつたかということ、その辺の清算あるいは責任問題というふうな問題は、そういうことであるというふうにございます。

○横山委員 結論として、先ほど約八項目ばかり法務局として今後すべき調査事項をあげられました。そうしますと今後はいかういふことになるのであります。地方自治法三百八十一条、地方自治法二百六十条の措置がなくとも、法務局は職権をもつてこれら数項目の調査を行ない、そして私有地であるか、それとも公海であるかという調査をみずから行ない、ございます。

○新谷政府委員 そのとおりでございます。○横山委員 それは何法によつて行なわれるわけですか。○新谷政府委員 不動産登記法によるわけでございます。これはかつての土地台帳法の規定を不動産登記法に取り込みまして、先ほど申し上げましたように、台帳制度と不動産登記制度の一元化をやつております。法律の改正がございまして、不動産登記法によりまして職権で調査して不動産の表示に関する登記を適正に現状に合わせる措置がとれるようになっております。その規定に基づいてやるわけでございます。

め立てて計画がきょう、あすを争うということではないにしても、法務省の調査が完了してその結論が出ますには相当期間がかかると思はれるのであります。法務省としてはこの調査がいつごろまで進むと思はれるか、おおよそのことでございます。○新谷政府委員 明治の中期以前からの沿革でございまして、急にこれが判明するということもなかなか困難な問題でございませぬ。また市にいたしまして、県にいたしまして、あるいは中部建設局にいたしまして、その間の資料が全部そろつておるかどうかということがまだはつきりいたさないわけでございます。そういう関係で、これはできるだけ早く処理しませぬという不都合が生じますので、法務局側としましてはなるべく早く現状を確認いたしましたとして、法律上許される措置を講ずべきであると思つて、現在一生懸命にやつておるわけでございます。何ぶん関係方面がたたくさんございまして、事務が非常に重大でございまして簡単にできませんと思つて、ございます。できるだけ早くやつておるわけでございます。

○横山委員 この調査の過程において名港の埋め立て計画がとんざすること、名古屋港の状況からいっていささか問題があるような気がいたします。そこで、かりに名港管理組合があつたならば、調査があまりにもおくれたいと思つて、事実はどういう結果であるかは別といたしまして、円満に話を進めるためにその土地の買収なり何なり、国はどうかという態度をとりますか。つまり名港管理組合が、不動産会社並びに今日の地主、二つの問題があるわけですね、その両者に会つて交渉して、法務局の調査は非常におくれたいと思つて、計画が成り立たぬ、だから金額は別としても、すみやかに協力をしてもらいたいと思つて、地方

立をするということが皆無ではないと思つて、その場合に法務省として、調査を待たず、地方

自治体が事の真偽を明白にしないで措置するといふのは芳しくないという態度をおとりになるか、あるいはそれはそれとして円満に帰趨が決するならばそれでもよしという態度をおとりになるか、どうでございますか。

○新谷政府委員 事実は事実としてこれは調査する責任がございますので、法務局としてはできるだけの調査をいたす考えでございますけれども、ただいま仰せのように関係者の中で円満に話がつきまして、そして埋め立てが可能であるというふうなことになりましたら、これはそれに越したことはないわけでございます。したがって、そういう場合にはむしろ法務局側からその時点におけるいろいろ調査いたしました資料も提供いたしましたして、そういう話し合いが進むといたしますれば、それに対しても法務局側からも十分に協力させたいと思っております。

○横山委員 法務大臣、そばで聞いていらつしやうたと思つてありますが、これはきわめて、名古屋港の開発、発展のために思いがけない支障ができたわけでありまして、いま民事局長から御説明があつた点は、大臣としてもそのまま御趣旨をわたりなく受け取つてよろしゅうございませうか。

○石井国務大臣 ただいま民事局長からお答え申したとおりでよろしいと思つております。

○横山委員 終わります。

○大久保委員長 この際、おはかりいたします。本案に対する質疑はこれにて終了いたしたいと存じますが、これに御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○大久保委員長 これより討論に入る順序であります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

〔賛成者起立〕  
○大久保委員長 起立議員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大久保委員長 この際、本案に対し、大竹太郎君より、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議について提出者からその趣旨の説明を求めます。大竹太郎君。

○大竹委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党、三党共同提案にかかります附帯決議案について、提案の趣旨を御説明申し上げたいと思つて、附帯決議案を朗読いたします。

借地法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

借地借家関係の規制に関する法律は、国民の日常生活ないし民生の安定に密接不可分の関係にある重要なものであるから、政府並びに最高裁判所は、その運用に当つては、今回の改正の趣旨にかんがみ、借地借家に関する紛争の未然の防止、関係当事者の正当な利益の保全、鑑定委員の人选等について慎重な考慮を払い、いやしくも便乗的な地代・家賃の値上りをもたらしことのないよう遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

提案の趣旨につきましては、審議の経過において明らかとなっておりますが、本法案の完全な運用は裁判官の自由な裁量にまかせられておる点が多々あるということ、また、鑑定委員の人选はその当を得ることが必要だと考えられるわけでありまして、本決議案を提案いたしました次第でございます。

○大久保委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保委員長 起立議員。よつて、本動議は可決されました。

この際、本附帯決議に対し、政府の所信を求めます。石井法務大臣。

○石井国務大臣 附帯決議の御指摘のとおり借地法等の改正の趣旨が十分に達成されますよう、最高裁判所とも協議いたしまして、その運用に遺憾のないように努力いたす所存でございます。ありがとうございます。

○大久保委員長 次に、おはかりいたします。

ただいま可決されました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思つて存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大久保委員長 次に、執行官法案を議題といたします。

執行官法案

執行官法

（職務）

第一条 執行官は、次の事務を取り扱う。

一 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）、競売法（明治三十一年法律第十五号）その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務

二 民事訴訟法の規定による強制執行、競売法の規定による競売その他私法上の権利を実現し又は保全するための手続を構成する物の保管、管理、換価その他の行為に係る事務で、裁判において執行官が取り扱うべきものとされたもの

（事務の処理）

第二条 執行官は、申立てによりその事務を取り扱う。ただし、裁判所が、その係属する事件の手続の一部として、直接に執行官に取り扱わせる事務については、この限りでない。

2 執行官の事務の分配は、所属の地方裁判所が定める。ただし、前条第二号の事務のうち裁判において特定の執行官が取り扱うべきものとされた事務は、その執行官が取り扱う。

（除斥）

第三条 裁判官は、次の各号に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。

一 執行官又はその配偶者が、当事者（刑事事件及び少年の保護事件における被害者を含む。以下同じ。）であるとき、又は当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

二 執行官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であるとき。

三 執行官が当事者の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 執行官がその取り扱うべき事務について当事者の代理人であるとき。

（職務執行区域）

第四条 執行官は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、所属の地方裁判所の管轄区域内においてその職務を行なう。

（不服の申立て）

第五条 申立てにより取り扱う事務についてした執行官の処分（手数料及び費用の額の計算を含む。）に対する不服の申立てについては、民事訴訟法又は競売法に特別の定めがあるものを除くほか、民事訴訟法第五百四十四条第一項に規定する異議の例による。

（金銭の保管）

第六条 執行官が職務の執行として差し押え、又は交付を受けた金銭は、これを受け取るべき者に直ちに交付し、又は供託するものを除き、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官の所属の地方裁判所が保管する。

(手数料及び費用)

第七条 執行官は、その職務の執行につき、手数料を受け、及び職務の執行に要する費用の支払又は償還を受ける。

(手数料を受ける場合)

第八条 執行官は、次の各号に掲げる事務ごとに、その手数料を受けるものとする。

一 文書の送達(執行行為に属するものを除く。)

二 差押え又は仮差押え(民事訴訟法第五百八十六條第二項の規定による照査手続において行なわれるものを除く。)

三 民事訴訟法第五百八十六條第二項の規定による照査手続に係る事務

四 換価のために有体財産の引渡しを受けること。

五 競売又はその他の方法による換価の実施(民事訴訟法第五百八十二條又は第五百八十三條に規定する事務を含む。)

六 特定の動産又は代替物の一定の数量を債務者から取り上げて債権者に引き渡すこと。

七 不動産又は人の居住する船舶について債務者の占有を解いて債権者にその占有を得させること。

八 差押え又は仮差押えをした物を債務者その他の者に保管させた場合におけるその状況の点検

九 差押え又は仮差押えをした物を執行処分分の取消しとして債務者その他これを受け取る権利を有する者に引き渡すこと。

十 商法明治三十二年法律第四十八号、破産法(大正十一年法律第七十一号)又は会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の規定による財産の調査等に関する援助若しくは立会い又は財産の封印若しくは封印の除去

十一 拒絶証書の作成

十二 債務者が抵当証券の所持人に対して支払をしない旨の証明

十三 民事訴訟法第六百四十三條第三項の規定

による不動産の取調べ

十四 前各号の事務以外の第一条第一号に掲げる事務

十五 民事訴訟法第七百三十三條第一項の規定による決定に基づく執行

十六 仮処分その他の保全処分の執行で、第一号から第十三号までのいずれにも該当しないもの

十七 前二号の事務以外の第一条第二号に掲げる事務で、第一号から第十三号までのいずれにも該当しないもの

2 執行官は、前項各号の事務の実施に着手する前であつても、次の各号に掲げる場合においては、当該事務に係る手数料を受ける。

一 送達を行なうべき場所に臨んだ場合において、執行官の責めに帰することができない事由によつて送達を実施することができなかつたとき。

二 前項第二号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事務について、競売の日時及び場所の公告その他最高裁判所の規則で定める当該事務の実施に必要な準備行為をした後において、民事訴訟法第五百五十條に規定する事由又は申立ての取下げその他当事者に存する事由により、その実施を取りやめたとき。

(手数料の額)

第九条 前条第一項第一号から第十六号までの事務に係る手数料の額は、事務の内容、当事者の受ける利益、物価の状況、一般債金事情その他一切の事情を考慮して、最高裁判所の規則で定める。

2 前条第一項第十七号の事務に係る手数料の額は、裁判において当該事務を執行官が取り扱うべきものとした裁判所が定める。

(費用の種類)

第十条 執行官が支払又は償還を受ける費用は、次のとおりとする。

一 郵便料及び電信電話料

二 公告の費用

三 民事訴訟法第五百三十七條に規定する立会人の日当及び旅費

四 鑑定人の日当、旅費、宿泊料及び報酬

五 技術者及び労働者の手当

六 民事訴訟法第五百八十二條又は第五百八十三條に規定する事務を行なうための費用

七 物の運搬、保管、監守及び保存の費用

八 果実收穫の費用

九 官庁その他の公の団体から証明を受ける費用

十 物の現況を記録するために撮影する写真の費用

十一 民事訴訟法第五百九十三條の規定により執行裁判所に差し出すべき届書の作成の費用

十二 執行官の旅費及び宿泊料

2 前項第三号に規定する日当及び旅費並びに同項第四号に規定する日当、旅費及び宿泊料は、最高裁判所の規則で定める場合に執行官が支給するこれらの費用とする。

3 執行官の旅費及び宿泊料は、執行官がその勤務する裁判所から一キロメートル以上の地においてその職務を行なう場合及び執行官がその職務を行なうために宿泊を要する場合におけるこれらの費用とする。

(費用の額)

第十一条 前条第一項第三号、第四号、第十一号及び第十二号の費用(鑑定人の報酬を除く。)の額は、最高裁判所の規定で定めるところによる。

2 前項に規定する費用を除くほか、費用の額は、実費の額による。

(支払義務者)

第十二条 執行官の手数料及び職務の執行に要する費用は、執行官が申立てにより取り扱う事務については申立人が、裁判所が直接に執行官に取り扱わせる事務については裁判所が、支払い又は償還する。ただし、法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。

(手数料の弁済期)

第十三条 執行官は、各個の事務を完了した後又はこれを続行することを要しないこととなつた後でなければ、その事務についての手数料を受けることができない。ただし、第八條第二項に規定する場合又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(時効)

第十四条 手数料を受け、及び立て替えた費用の償還を受ける権利は、裁判所が支払い又は償還する場合を除き、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。

(予納)

第十五条 執行官は、申立てにより取り扱う事務については、最高裁判所の規則で定めるところにより、申立人に手数料及び職務の執行に要する費用の概算額を予納させることができる。ただし、申立人が訴訟上の救助を受けた者であるときは、この限りでない。

2 前項の概算額の予納は、執行官の所属の地方裁判所にするものとする。

3 申立人が第一項の概算額を予納しないときは、執行官は、申立てを却下することができる。

4 申立人は、予納した金額の限度において、手数料及び費用の支払又は償還の義務を免れる。この場合においては、執行官は、予納を受けた裁判所から手数料及び費用の支払又は償還を受ける。

(訴訟上の救助を受けた者の申立てによる場合の特例)

第十六条 訴訟上の救助を受けた者の申立てによる強制執行についての手数料及び職務の執行に要した費用で、債務者から取り立てることができなかつたものがあるときは、執行官の請求により、国庫がこれを支給する。

(執行記録の保管等)

第十七条 執行記録その他執行官が職務上作成する書類は、執行官が保管する。

2 当事者その他の利害関係人は、前項の書類を他の執行官が職務上保管する書類の閲覧を求めることができる。

3 前項の規定により書類の閲覧を求めるときは、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官に手数料を納めなければならない。ただし、当事者が未済の執行記録の閲覧を求めるときは、この限りでない。

(贈本等の作成)  
第十八条 当事者その他の利害関係人は、執行記録その他執行官が職務上作成する書類の贈本若しくは抄本又は執行官が取り扱つた事務に関する証明書の交付を求めることができる。

2 前項の規定により書類の交付を求めるときは、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官に書記料を納めなければならない。

(援助)  
第十九条 執行官は、その職務を行なうについて特に必要があるときは、所属の地方裁判所の許可を受けて、他の執行官の援助を求めることができる。

2 前項の場合においては、各執行官は、それぞれその手数料を受け、及び職務の執行に要する費用につき、各別にその支払又は償還を受けるものとする。

(職務の代行)  
第二十条 地方裁判所は、執行官の事故その他の理由により必要があるときは、最高裁判所の規則で定めるところにより、裁判所書記官に執行官の職務の全部又は一部を行なわせることができる。

2 前項の場合においては、執行官の受けるべき手数料、第十条第一項第十一号及び第十二号の費用、第十八条第二項の書記料並びにその他の費用の償還金は、国庫の収入とする。

(国庫補助金)  
第二十一条 執行官は、一年間に収入した手数料が政令で定める額に達しないときは、国庫からその不足額の支給を受ける。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(執行吏規則等の廃止)  
第二条 執行吏規則(明治二十三年法律第五十一号)及び執行吏手数料規則(明治二十三年法律第五十二号)は、廃止する。

(裁判所法の一部改正)  
第三条 裁判所法(昭和二十二法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出し、第一項及び第三項から第五項までの規定中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項を削る。

第六十三条第三項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六十五条中「家庭裁判所調査官補」の下に「執行官」を加える。

(民事訴訟法の一部改正)  
第四条 民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第二百二十条第一号中「裁判費用」の下に、並執行官ノ手数料及其ノ職務ノ執行ニ要スル費用」を加え、同条第二号中「執行吏及」を削る。

第二百二十三条中「執行吏」を「執行官」に改め、「報酬」の下に「又ハ手数料」を加える。

第二百六十二条第一項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百三十四条を次のように改める。

第五百三十四条 執行官ハ執行力アル正本ヲ所持スルニ非ザレバ債務者及ビ第三者ニ対シ強制執行及ビ前条ニ掲ゲタル行為ヲ為スコトヲ得ズ

第五百三十五条第一項及び第五百三十六條から第五百三十八條までの規定中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百三十九條第一項中「夜間及ビ日曜日並ニ一般ノ祝祭日ニハ」を「日曜日其他ノ一般ノ休日又ハ午後七時ヨリ翌日ノ午前七時マデノ間ニ於テハ」に改める。

第五百四十條第一項及び第二項第六号中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百四十一條第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項中「第六七七條」を消る。

第五百四十四條第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項を次のように改める。

執行官ガ強制執行ノ申立ヲ却下シタル場合ニ於ケル異議ニ付テモ亦前項ト同様トス

第五百六十六條第一項及び第三項、第五百七十条第二項及び第三項並びに第五百七十一条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百七十二條中「執行吏」を「執行官」に改め、「債権者又ハ裁判所ノ特別委任ヲ要セス」を削る。

第五百七十三條、第五百七十四條第二項、第五百七十九條から第五百八十三條まで、第五百八十四條第一項及び第五百八十五條中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百八十六條第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

既ニ差押ヲ為シタル後更ニ強制執行ノ申立アリタル場合ニ於テハ執行官ニ差押調査ニ基キ物ノ照査ヲ為シ未ダ差押ニ係ラザル物アルトキハ之ヲ差押ニ差押調査ヲ作り前ノ差押調査ニ之ヲ添附ス可シ若シ差押フベキ物アラザル

トキハ照査調査ヲ作り前ノ差押調査ニ之ヲ添附ス可シ

第五百八十八條、第五百九十條及び第五百九十一条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百九十三條第一項中「其宛得金ヲ供託ス可シ」を「執行官ハ其事情ヲ執行裁判所ニ届出ツ可ク其届書ニハ執行手続ニ関スル書類ヲ添附ス可シ」に改め、同条第三項を削る。

第六百三二條中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六百三十五條第一項中「債権者ノ委任シタル執行吏」を「執行官」に改める。

第六百二十條第一項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六百二十六條中「金額ヲ供託シタル」を「事情ヲ届出デタル」に改める。

第六百三十三條第二項及び第三項並びに第六百三十九條第四項中「仍ホ」を削る。

第六百四十三條第一項第三号中「反別若クハ坪敷」を「地積」に改め、同項第四号中「建坪」を「床面積」に改め、同条第三項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六百五十五條中「鑑定人ヲシテ不動産ノ評価ヲ為サシメ其評価額ヲ以テ最低競売価額ト為ス」を「適當ト認ムル者ヲシテ不動産ノ評価ヲ為サシメ之ヲ斟酌シテ最低競売価額ヲ定ム可シ」に改める。

第六百五十八條第五号中「日時及ビ競売ヲ為ス可キ執行吏ノ氏名並ニ住所」を「及ビ日時」に改める。

第六百五十九條第二項、第六百六十二條ノ二第三項、第六百六十三條、第六百六十四條、第六百六十六條第一項、第六百六十七條第三項、第六百六十八條、第六百六十九條第二項、第六百八十七條第三項、第七百三十一條第一項、第七百四十四條第一項及び第二項、第七百四十一條第二項、第七百三十三條、第七百三十一條第一項及び第三項から第五項まで並びに第七百五十條第四項中「執行吏」を「執行官」に改める。

(競売法の一部改正)



第五條 競売法の一部を次のように改める。

第三條第一項中「委任」を「申立」に、「区裁判所」を「地方裁判所」に、「執行官」を「執行官」に改め、同條第二項中「委任」を「申立」に改める。  
第四條及び第六條中「委任」を「申立」に、「執行官」を「執行官」に改める。

第七條第三項第一号中「競売委任者」を「競売申立人」に改め、同項第五号を削り、同條第四項中「委任者」を「申立人」に改める。  
第十二條中「執行官」を「執行官」に改める。  
第十四條第一項中「競売委任者」を「競売申立人」に改め、同條第二項中「委任者」を「申立人」に改め、同條第三項中「委任状」を「競売申立書」に改め、同條第三項中「執行官」を「執行官」に、「委任者」を「申立人」に改める。

第十五條中「執行官」を「執行官」に改める。  
第十六條中「執行官」を「執行官」に、「委任者」を「申立人」に改める。  
第十七條第一項中「執行官」を「執行官」に、「区裁判所」を「地方裁判所」に改め、同條第二項中「裁判所」の下に「異議人」を加える。  
第十九條中「執行官」を「執行官」に改める。  
第二十條中「執行官」を「執行官」に、「委任者」を「競売申立人」に改める。  
第二十一條第一項中「委任」を「申立」に、「取消ス」を「取下グル」に改め、同條第二項中「委任者」を「申立人」に改める。

第二十二條第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。  
第二十五條第二項中「刑事」を「裁判官」に改める。  
第二十八條を次のように改める。  
第二十八條 裁判所ハ適当ト認ムル者ヲシテ競売ニ付スベキ不動産ノ評価ヲ為サシメ之ヲ附シテ最低競売額ヲ定ムベシ  
第三十六條及び第四十條第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。  
(執行官の身分についての経過措置)

第六條 この法律の施行の際に執行官に任命されている者は、別に辞令を発せられないときは、執行官に任命され、かつ、現にその者の属する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。  
(執行官の取り扱った事務等についての経過措置)

第七條 この法律及びこの法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、競売法その他の法律の規定は、別段の定めがある場合を除き、執行官がこの法律の施行前に職務を行なうべき命令又は委任を受けた事務についても適用する。ただし、旧執行官規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつて生じた効力を妨げない。  
2 この法律の施行前に旧執行官規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつて執行官がした強制執行その他の職務行為は、この法律及びこの法律による改正後の法律の適用については、これらの法律の相当規定によつて執行官がしたものとみなす。  
3 この法律の施行前に当事者その他の関係人が旧執行官規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつてした執行官に対する委任その他の行為は、この法律及びこの法律による改正後の法律の適用については、これらの法律の相当規定によつて執行官に対する申立てその他の行為とみなす。  
4 前二項の規定は、この法律の施行前に旧執行官規則の規定により執行官の職務を行なう裁判所書記官がした職務行為及びこれに対して当事者その他の関係人がした行為について準用する。  
(手数料及び立替金についての経過措置)

第八條 この法律の施行前に完了し又は執行することを要しないこととなつた各個人の事務及びこの法律の施行前に着手されこの法律の施行の際まだ完了していない各個人の事務に係る手数料及び立替金の額については、なお従前の例による。この法律の施行前に第八條第二項各号に掲

げる場合に該当した各個人の事務に係る手数料及び立替金の額についても、同様とする。  
2 この法律の施行前に、執行官又は旧執行官規則の規定により執行官の職務を行なう裁判所書記官が、旧執行官規則の規定により予納させた手数料及び立替金は、この法律の適用については、執行官又はこの法律の規定により執行官の職務を行なう裁判所書記官が、この法律の相当規定によつて予納させたものとみなす。  
(告知書等の送付についての暫定措置)

第九條 執行官は、当分の間、第一條に定めるもののほか、私法上の法律関係に関する告知書又は催告書の送付の事務を取り扱うものとする。  
2 第八條第二項第一号及び第九條第一項の規定は、前項の事務につき執行官が受ける手数料について準用する。  
(金銭の保管等についての暫定措置)

第十條 第六條の規定による金銭の保管及び第十五條の予納金の予納については、当分の間、第六條及び第十五條第二項の規定にかかわらず、最高裁判所の規則で別段の定めをすることができるとする。  
2 刑事事件及び少年の保護事件における書類の送達については、当分の間、この法律中手数料に関する規定を適用しない。  
(臨時の職務の代行についての暫定措置)

第十一條 執行官は、当分の間、所属の地方裁判所の許可を受けて、この法律の施行前に旧執行官規則第十一條第一号から第三号までのいずれかに該当した者又はこの法律の施行の際現に執行官事務処理規則(昭和二十八年最高裁判所規則第二十三号)第十二條第一項の規定による認定を受けている者に、臨時にその職務を代行させることができる。  
2 執行官は、前項の規定により職務を代行させたときは、旧執行官規則第十七條の例により、その職務を代行した者に報酬を支給しなければならぬ。  
(退職後の給付等についての検討)

第十二條 執行官の退職手当及び退職後の年金その他の給付については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。  
(退職後の年金についての暫定措置)

第十三條 前條の退職後の年金に関する措置が講ぜられるまでの間は、執行官は、恩給法の例によつて、國務大臣以外の文官が受ける普通恩給又は増加恩給に相当する恩給を受ける。  
2 前項の恩給の年額は、第二十一條の政令で定める額を俸給年額とみなして算出する。ただし、前條の退職手当に関する措置が講ぜられた後の退職に係る前項の恩給の年額については、この限りでない。  
(恩給についての経過措置)

第十四條 この法律の施行前に給与事由の生じた旧執行官規則に基づく恩給については、なお従前の例による。  
2 前項の規定によつて従前の例によることとされる恩給は、前條の規定により執行官が受ける恩給とみなす。  
3 この法律の施行前に執行官又は執行官として在職した者が執行官に任命された場合においては、その者が執行官又は執行官として在職した期間は、前條の規定の適用については、執行官として在職した期間とみなす。  
(民事訴訟費用法の一部改正)

第十五條 民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。  
第五條を次のように改める。  
第五條 執行官ノ手数料及び其職務ノ執行ニ要スル費用ハ執行官法ノ規定ニ従フ  
第十六條第一項中「執行官手数料規則」を「執行官法」に改める。  
(民法の一部改正)

第十六條 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
第七十一條中「及ビ執行官」を削る。  
第七十二條中「公証人及ビ執行官」及ビ

公証人」に改める。

(民法の一部改正に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前に執行を終えた職務に關して受け取つた書類については、前条の規定による民法の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行前に原因たる事件が終了した場合における執行吏の職務に關する債權及びこの法律の施行前に原因たる事件中の各事項が終了した場合におけるその事項に關する債權についても、同様とする。

(商法施行法の一部改正)

第十八条 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。  
第百十八条第一項中「執達吏」を「執行官」に改める。

(訴訟費用等臨時措置法の一部改正)

第十九条 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

訴訟費用臨時措置法

第一条中、「刑事訴訟費用、執行吏手数料等」を「及刑事訴訟費用」に改める。  
第四条から第六条までを削る。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の權限等に関する法律の一部改正)

第二十条 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の權限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第四号」を「第五号」に改める。

(公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)

第二十一条 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を「訴訟費用臨時措置法」に改める。  
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及

び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う民事特別法の一部改正)

第二十二條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う民事特別法(昭和二十七年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中「債權者の委任した執行吏」を「執行官」に改める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律の一部改正)

第二十三條 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「又は執行吏」を、「執行吏又は執行官」に改める。

(商法等の一部改正)

第二十四條 次に掲げる法律の規定中「執行吏」を「執行官」に改める。

一 商法第三百九十条第二項  
第八十三條第三項

二 破産法第八十六條第一項及び第八十八條

三 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第二十

七條第二項

四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第六十

九條の二

五 檢察審査會法(昭和二十三年法律第四百

七号)第六條第六号  
七 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六

号)第十三條の三第二項  
八 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五

十三号)第二條  
九 会社更生法第四十一條第三項及び第七十

七條

十 滯納処分と強制執行等との手続の調整に關する法律(昭和三十三年法律第九十四号)第三

條第二項及び第三項、第五條第一項、第六條、第七條、第十條第三項、第十一條第三項、第十七條、第二十一條第二項、第二十三條、第二十四條並びに第二十六條第二項

十一 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第百九十九條

十二 國稅徵收法(昭和三十四年法律第四百

七号)第二條第十三号及び第五十五條第三号  
(國民年金法の一部改正)

第二十五條 國民年金法(昭和三十四年法律第

百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第三号中「執達吏規則(明治二十

三年法律第五十一号)に基く」を「執行官法(昭和

四十一年法律第 号)附則第十三條の規定に

基づく」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十六條 次に掲げる法律の規定中「執達吏規

則(明治二十三年法律第五十一号)を「執行官法

(昭和四十一年法律第 号)附則第十三條の規

定」に改める。

一 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八

十一号)第四條第二項第二号ホ  
二 兒童扶養手当法(昭和三十六年法律第二

百三十八号)第三條第二項第十二号  
三 特別兒童扶養手当法(昭和三十九年法律第

理由  
執行吏に關する現行の法制は、著しく不備であり、かつ、今日の社会情勢に適合しなくなつてゐる点が多いので、執行吏に代えて執行官を置き、その職務内容、事務処理の体制、手数料その他に關する事項の明確化及び近代化を図ることによつて、この制度の適正円滑な運用を確保する基礎を作るため、新たに執行官の制度の基本的事項を定める法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大久保委員長 ます、政府より、本案の提案理由の説明を求めます。石井法務大臣。  
○石井國務大臣 執行官法案について、その趣旨を説明いたします。  
わが國の執行吏の制度は、明治二十三年に旧裁判所構成法と同時に施行されました執達吏規則及び執達吏手数料規則によつてその基礎が定められて以來、ほとんど実質的な改善が行なわれなかつた。今日に至つても、執行吏制度の全面的な改善につつまして長年にわたつて検討を続けてまゐつてゐるのであります。現在の執行吏を完全な俸給制の國家公務員に置きかえることを目途とするような抜本的な改正につきましては、なお解決を必要とする種々の問題点がありますので、この際、今日の社会情勢にはなほだしく適合しなかつてゐる諸点等に改善を加え、この制度の適正円滑な運用を確保することを目的といたしましてこの法律案を提出することとした次第でございます。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕  
この法律案は、従前の執行吏にかえて、執行官を置くことといたしまして、執達吏規則及び執達吏手数料規則を廃止いたしました。執行官に關する基本的事項について必要な措置を講じようとするものであります。その主眼とするところは、新たに置かれることとなる執行官について、その職務内容、事務処理の体制、手数料その他をでき

る限り明確かつ近代的なものと、その公務員としての性格の強化をはかりとする点にありませぬ。すなわち、この法律案による執行官の制度におきましては、これが当事者等から受ける手数料をその収入とする点は従来の執行官の場合と同様といたしてあります。まず、執行官各自が職務の本拠としてみずから役場を設置しこれを維持するといふ従来のあり方を改めまして、執行官は通常の裁判所の職員と同様に裁判所に勤務するといふ体制とし、次に、当事者がその選択する各個の執行官に直接事務の取り扱いを委任するといふ従来の制度を廃止して、当事者は国の機関としての執行官に対して申し立てを行なうこととする。同時に、執行官の事務の分配は、原則としてその所属の裁判所が定めることとし、また、職務を担当する執行官が手数料等の納金その他職務上取り扱う金銭を各自の責任において保管するといふ従来のあり方を改めまして、執行官の取り扱いこれらの金銭は原則として裁判所が保管することとする等、現行の執行官の制度に比しまして、その職務体制その他を合理化し、執行官の行なり民事裁判の執行その他の事務の運営を適正円滑化するための基盤を強化しようとするものでございませぬ。

以上が執行官法案の趣旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決ください。よろしくお願ひする次第でございます。○大竹委員長代理 次に、補足説明を求めませぬ。○鹽野司法法制調査部長。執行官法案につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、この法案を提出するに至りますまでの経過について若干御説明いたしたいと存じます。御承知のとおり、執行官制度については、明治二十三年に現行の執達吏規則及び執達吏手数料規則が施行されて以来、ほとんど見るべき改革が行なわれることなく今日に至つておるのでございませぬ。そのため、この制度については、つとにその根本的な改革が必要であるとの意見が強く、戦前

におきましても、司法省におきまして長らくその改革のための検討が続けられましたが、戦争激化のため中断のやむなきに至りました。さらに戦後におきましては、各分野の法制が一新された中にあつて、古くから本格的に手の加えられることになつたこの制度につきましては、社会の事情に適合しない点が多いとして、この制度の改革を望む声が強くなり至つたのでございませぬ。このような事情にかんがみ、法務省におきましては、昭和二十八年に法曹各方面、学界及び執行官に対して、執行官制度の改善に関する意見を照会したところ、この制度についての根本的改革を必要とする旨の回答が大多数を占めていたのでございませぬ。

そこで、このような諸事情を背景といたしまして、昭和二十九年に、法務大臣から法制審議会に對し、「執行官制度を改善する必要があるとすれば、その要綱を示されたい」との諮問が、強制執行及び競売に関する制度の改善についての諮問とともに発せられるに至つたのでございませぬ。○大竹委員長代理退席、委員長着席。法制審議会におきましては、右の二つの諮問についてあらかじめ調査審議するため強制執行制度部会を設けましたが、同部会は、裁判官、弁護士等の実務家、学者等によつて構成され、同年七月からその審議に入つたのでございませぬ。

さて、この強制執行制度部会では、その小委員会においてはありますが、まず執行官制度改善の基本的方向について一般的に検討した結果、昭和三十一年に至りまして、「現行の執行官制度、昭和三十一年に至りまして、一現行の執行官制度、すなわち、当事者の委任によつて事務を取り扱い、当事者から手数料を受けてこれを自己の収入とする制度を廃止し、これを固定俸給制の裁判官職員たる執行官の制度に改める」という一つの目的を今後の検討の方向として打ち出したのでございませぬ。

第一類第三号 法務委員会議録第三十四号 昭和四十一年五月十日

が準拠すべき民事訴訟法等の改正につき逐条的な検討を進めたのでありますが、組織面及び手続面についての問題点が複雑にからみ合つておるものであります。その作業に思わざる長年月を費やした結果となつたのでございませぬ。ところで、その間、このように法制的な面から検討が加えられた一方、この俸給制執行官の制度の円滑な運営が現実には可能であるかどうか、その実現の見通しはどうかであるかという問題についても、さまざまに見地から検討が加えられたのでございませぬ。

この点に關しましては、現在執行官の取り扱つておる事務が他の一般の司法事務または行政事務とは著しく異なる特殊性、困難性を有すること、俸給制のもとでは現行の手数料制下におけるよりもかなり多数の職員が必要となることを覚悟しなければならぬこと、したがつて、強制執行等の事務を行なう職員としてふさわしい素養と能力を有し、しかも、この決して愉快とはいへない職務に挺身する意欲を有する者を十分な数だけ獲得し、引き続き常時必要数を補給するとともに、その勤勞意欲と事務能力の向上ないしはその持続を確保することがきわめて困難であること等を考慮いたした結果、俸給制執行官の制度の創設、維持及び運営については、通常の公務員制度の維持、運営の場合には考慮する必要性の少ない特殊な困難性を内包していることが認められるのでございませぬ。これらの点を無視して強引に制度を発足させることは避けなければならぬと考へられました結果、結局、現段階においては、遺憾ながら俸給制執行官制度への踏み切りは困難であるという見通しを立てざるを得なかつたのでございませぬ。

しかしながら、現行執行官制度の実情を見ますに、執行官希望者の漸減、執行官数の減少、その老齢化、いわゆる執行官代理の制度による弊害の顕著化等が指摘されるほか、執行官等による金銭上その他の事故がたびたび報ぜられるに至り、各方面において、制度の根本的改革もさることながら、早急に改善措置を講ずべきであるとの要望が強くなつてまいりました。

そこで、法制審議会では、この際、俸給制執行官の制度についての検討はしばらくおき、とりあえず、さしあたって実施すべき改善の方策を策定することが急務であると判断し、現行の手数料制は維持することとしつつ、その他の点において、できる限り執行官の職務体制の合理化をはかることとし、裁判所の監督を有効ならしめる基礎をつくるための方策を取りまことめ、本年三月法制審議会から法務大臣に対して、執行官制度改正要綱として答申されたのでございませぬ。

今回の法律案は、右の答申にかかる要綱を基礎として作成したものでありまして、形式としては、裁判所法の一部を改正して、執行官にかえて執行官を置き、執行官についての基本的事項を定める執行官法を制定して、従前の執達吏規則及び執達吏手数料規則を廃止することとしておられます。次に、この法律案の主要な内容について若干御説明申し上げます。

最初には執行官の新設についてでありませぬ。執行官は、裁判所法第六十二条の規定によりまして、各地方裁判所に置かれておるのであります。が、法律案附則第三条におきまして、これを改正し、執行官にかえて新たに執行官を置くこととしておられます。

もつとも、この執行官は、すでに述べましたように、「執行官」という官名は与へませぬものの、俸給制の職員ではなく、法律案第七条に規定されておられますように、当事者等から手数料を受けてこれを自己の収入とすることとなつておられます。で、この点現行の執行官制度に比して変わりはあがしないとの批判を免れないと思はれますが、この手数料制の点を除きましては、できる限り執行官の職務体制を近代化し、その公務員としての色彩の強化をはかるための措置をとり、手数料制に伴うといわれる弊害を最小限度にとどめることにつとめておられます。「執行官」という名称にかえて、あえて「執行官」という官名を採用いたしたのも、執行に従事する職員自身について公務員

としての自覚を強からしめるとともに、他方一般世人の認識をも一新させるため、この際、心氣を新たにすることを目的とするものにはかならないのであります。

なお、法律案附則第六条によりまして、この法律施行の際現に執行吏に任命されている者は、別に辞令が発せられないときは、執行官に任命され、かつ、現にその者の属する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなすこととしたしております。

次は、執行官の職務の本拠についてであります。

現在の執行吏は、裁判所の職員でありながら、執行吏規則第五条により、所属地方裁判所の管轄区域内に役場を設けることとされており、執行吏は、自己の責任と計算において役場を設置し、これを運営しているものであります。この法律案におきましては、執行官の公務員としての性格をより強化するために、この役場の制度をとらないこととしたしました。したがって、執行官も、通常の裁判所職員と同様に、裁判所に勤務するという体制になるわけであり、執行官も、執行官の職務内容に関する現行の執行吏規則の規定は、今日では、執行吏の職務内容を的確に言わねばならないといえず、この規定の中には、他の法令の規定と重複しているものや、現在は適用の余地がなくなっているものがあります。同時に、反面、社会情勢の推移に伴い、当初この規定が予想しなかつたと思われるような事務についても、執行吏がその職務として取り扱っている場合が次第に多くなっているものであります。

そこで、この法律案におきましては、現在の執行吏の職務内容の実態を尊重いたしまして、現に執行吏の取り扱っている種類の事務はこれを執行官の職務内容に含まれることとするともに、右の死文となつたものを削り、その職務内容についての表現を整理することとしております。これが法律案第一条でございます。

次は、執行官の事務の処理及び事務の分配についてであります。

右に述べました執行官の職務とされる事務を、現実に執行官がどのような経路で取り扱うに至るかという、執行官の事務処理の体制は、執行吏制度の改善について重要な問題でありまして、この点は、法律案の第二条に規定されており、執行吏規則によりまして、執行吏は、裁判所等の命令により、または当事者の委任によつて事務を取り扱うことになっておりますが、この法律案では、執行官の公務員としての性格を強化する一環として、当事者は国の機関である執行官に対して「申し立て」を行なうものであることを明らかにし、「委任」という用語を用いないこととしたしました。

また、現在、執行吏が直接当事者から委任を受けた事務については、裁判所も、委任を受けた執行吏も、特段の事由がある場合を除き、これを他の執行吏に移転することはできないことになっております。また、結局、ある事務をどの執行吏が担当するかは、委任を行なう当事者の選択にゆだねられる結果となり、いわゆる「自由選択制」の職務体制となつていくわけであり、しかしながら、このいわゆる自由選択制は、一部で伝えられる執行吏と委任者その他の関係人との間の不明朗な関係を醸成し、ひいては、執行吏の職務執行の權威、中立性を低下させ、あるいはそのような印象を世人に与えている点につき、その大きな原因の一つとなつていくものと考えられますので、この法律案では、すべての執行官の事務について、裁判で特定の執行官が取り扱うべきものとされる場合を除きまして、所属地方裁判所が事務の分配を行なう権限を有することにしたのであります。

次は、執行官が取り扱う金銭の保管についてであります。

現在、裁判機関の行なう裁判事務に関する預納金等の保管につきましては、歳入歳出外現金出納官吏がこれを取り扱う等の措置がとられており、執行裁判所の取り扱う強制執行事務の場合もその例外をなすものではございませんが、執行吏の場合には、手数料等の預納金はもろろんのこと、職務の執行について差し押え、または交付を受けた金銭も、訴訟法の規定に基づいて供託することとなる等の場合を除き、もっぱら執行吏自身の責任においての保管にゆだねられていくのであります。この点が、執行吏についての金銭上の事故やトラブルの大きな原因の一つとなつていくと考えられますので、かような事故を防止するとともに、裁判所の行なう他の面での監督を一そう有効にする基礎をつくるため、この法律案におきましては、まず、執行官が差し押え、又は交付を受けた金銭は、その第六条におきまして、原則として、執行官の所属の地方裁判所が保管することとしたしております。次に、手数料等の預納金につきましては、これを執行官に対してではなく、直接その所属の地方裁判所に対して預納させることとし、執行官は、預納を受けた裁判所から支払ひまたは償還を受けることとしております。これは法律案の第十五条第二項でございます。

ただ、現金の保管をすべて裁判所が行なうものとする措置を、執行官制度発足の当初から画一的に完全に実施することは、種々の事情によりまして困難であると考えられますので、法律案附則第十條におきまして、暫定的に、自分の間は必ずしも右の措置によることなく、最高裁判所が別段の定めをすることができるよういたしましたのであります。

次は、執行官が受ける手数料等についてでございます。

すでに述べましたように、今回の執行官制度におきましては、手数料制を存続させることとしておりますが、執行官が受ける手数料、支払ひ、または償還を受けるべき費用、支払ひ義務者等につきましては、法律案第七條から第十六條までに規定いたしております。

第七條は、職務を執行した執行官が、それについての手数料を受け、及びその執行に必要な費用の支払ひまたは償還を受けることを定めたものであります。

第八條及び第九條は、手数料を受けるべき各個人の職務行為及び手数料の額についての規定でございます。

現在、執行吏が手数料を受けるべき場合及びその額につきましては、執行吏手数料規則及び訴訟費用等臨時措置法に規定されておりますので、手数料の額を定め、個々の具体的な職務行為について一々法律で手数料額を定め、具体的にはあまりにも繁雑に過ぎるものと思われ、具体的な額については、執行官制度及び強制執行制度等の運営の責任を有して執行官が一切の事情を考慮して定めることとしても弊害は考えられないばかりでなく、かえつて、実情に即応した適切な額を定めることができるかと考えられますので、法律案におきましては、第八條におきまして手数料を受けべき各個人の職務を列挙して法定し、その事務についての手数料の額は、原則として最高裁判所の規則で定めることとしたのであります。

執行官が支払ひまたは償還を受けるべき費用につきましては、手数料と同様、第十條においてその種類を定め、第十一條において、その額は、最高裁判所の規則で定めるものほかは、実費の額によることとしたのであります。

第十二條は、手数料及び費用の支払ひ義務者を明確にしたものであります。

第十三條は、執行官は各個人の事務を完了したとき等その事務に関する手数料及び費用の弁済を受けることができることとした規定でございます。

執行吏手数料規則の規定によりまして、執行吏は、委任による事務については、その委任が終了した後でなければ、つまり、通常の場合には事件全体が終了した後でなければ手数料等の弁済を受けることができないこととなっておりますので、その点を改めたものであります。

第十四條は、執行官が手数料等を受ける権利の時効による消滅について、第十五條はすでに述べましたように手数料等の預納について、第十六條

は訴訟上の救助を受けた者の申し立てによる場合の手数料等に関する特例について定めたものでございませう。

次は、他の執行官の援助についてでございます。現行法におきましては、執行官は、常に単独で職務を行なうこととなるのでありますが、大規模な不動産の明け渡し執行、大規模な保全処分執行等の場合の要請に対処するため、この法律案第十九条におきまして、新たに執行官が所属の地方裁判所の許可を受けて他の執行官の援助を求めることができることといたしております。

次は、執行官の退職後の給付等についての検討等についてでございます。

現在執行官は、官吏恩給法に照らして、一般の恩給と異なる独自の恩給を受けているのでありますが、遺族扶助料等に相当するものは支給されず、また、国家公務員共済組合法、国家公務員等退職手当法等による給付も受けないこととなっております。そこで、執行官の退職後の処遇等について、この際制度の整備をはかる必要があると考へられますが、手数料制をとっている等の特殊性に基づく複雑な問題が伏在しております関係上、今までのところその成案を得るに至っておりません。法律案附則第十二条におきましては、執行官の退職後の給付等について、今後引き続いて検討を行ない、その結果に基づいて必要な措置を講ずることといたしております。したがって、その検討の結果、退職後の年金に関する措置が講ぜられるまでの間は、執行官は、現在の執行官と同様の恩給、すなわち恩給法の例によって普通恩給または増加恩給に相当する恩給を受けることとしておりまして、この恩給の年額は、現在と同様、執行官の国庫補助基準額を俸給年額とみなして算出することといたしております。これらの点は、法律案附則第十三条でございます。

次は、いわゆる執行官代理についての暫定措置についてでございます。現行のいわゆる執行官代理の制度につきましては、その弊害が各方面から指摘されていること及び

び今回の法律案の趣旨が執行官の公務員としての性格を強化することにあることにかんがみまして、このような制度を執行官については設けないことといたしました。ただ、現在相当数の、いわゆる執行官代理が、執行官のもとにあつて臨時にその職務の委任を受けて稼働している現状にかんがみまして、いま直ちにこの事態を完全に消滅させることは困難と考へられますので、法律案附則第十一条におきまして、当分の間に限り、一定の資格のある者には、執行官において、所属地方裁判所の許可を受けて、臨時にその職務を代行させることができることといたしました。

以上が、今回の法律案の内容の主要点であります。なお、この法律案におきましては、執行官の処分に対する不服の申し立て方法を整備し、裁判所書記官に執行官の職務を代行させることができる場合の要件を緩和して、事務の運営の円滑を確保することとしたほか、執行官の除斥、職務執行区域、執行記録の保管等、職本等の作成及び国庫補助金につきまして、現在の執行官について行なわれているものとおおむね同趣旨の措置を講ずることといたしております。

また、附則におきましては、すでに御説明いたしました事項のほか、この法律の施行期日、この法律の施行に伴う経過措置及び暫定措置、必要な関係法律の整備等を定めております。

以上御説明申し上げましたところが、執行官法案の内容の概略でございますが、執行官制度及びこれに係る強制執行の制度等についてのさしあたっての改善措置としては、これのみで足りるものとは必ずしも考へてはいるわけではございません。

さらに、この法律案によって発足することとなる執行官制度の実施の状況を参酌し、また、今後における強制執行及び競売の手續の面における検討の成果を取り入れた上、理想的、根本的な改善策の樹立に向かつて検討を続けたいと考へております。

以上をもちまして、執行官法案の説明を終わります。

○大久保委員長 これにて本案に対する提案理由及び補足説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。次会は明後十二日に委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

